

三重県企業庁職員の特種勤務手当一覧

R2.4.1 現在

手当の種類	支給範囲	支給額
現場作業手当	<p>一 次に掲げる作業（以下「一号作業」という。）に従事する職員</p> <p>イ ポンプ又は水車設備等機械設備の点検、保守又は修理</p> <p>ロ 発電設備又は高圧受電設備の点検、保守又は修理</p> <p>ハ 高圧油、高圧水等の取扱作業</p> <p>ニ 有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある場所の作業、点検又は修理</p> <p>ホ 地上若しくは水面から十メートル以上の高所又は五メートル以上の足場の不安定な場所若しくは傾斜地で行う作業</p> <p>ヘ 狭隘な場所での点検、保守又は修理</p> <p>ト 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設（ポンプ場及び調整池を含む。）又は発電施設において、点検、保守、修理等のために行う職員による直接運転又は操作</p> <p>チ 交通を遮断することなく行う弁等の操作、点検又は修理</p> <p>リ 取水口又は浄水場内各種池周辺の水面浮遊物除去作業又は除塵作業</p> <p>ヌ 取水口又は浄水場内各種池周辺の船舶を使って行う採水作業、水質測定、オイルフェンス設置等の作業</p> <p>ル 有害薬品、有機溶剤、高圧ガス、細菌等有害物の取扱い</p> <p>ヲ 気象警報発令中又は地震発生後に行う巡回監視</p> <p>ワ 労働安全衛生法に基づく有資格者による危険作業</p> <p>カ 管更正工事、漏水復旧工事又は導水トンネル、取水トンネル、水圧鉄管、弁室等の工事の現場立会等</p> <p>ヨ 高所（水管橋、調整池、サージタンク、建屋屋上、受電設備等）における工事の現場立会等</p> <p>タ 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設（ポンプ場及び調整池を含む。）又は発電施設にかかる基礎工事等（橋脚を含む。）の現場立会等</p> <p>レ 管接合工事の現場立会等</p> <p>ソ 床堀確認等の現場立会等</p> <p>ツ 高圧電気設備工事の現場立会等</p> <p>ネ その他企業庁長がこれらに相当すると認めるもの</p>	日額 400円

	<p>二 次に掲げる作業（以下「二号作業」という。）に従事する職員</p> <p>イ 勤務時間外の緊急呼び出しによる一号作業又はこれに関連する屋内作業</p> <p>ロ 給水支障、発電停止等の発生又はそれらのおそれのある状況下における復旧のための一号作業</p> <p>ハ 気象警報等の発令下における施設復旧作業</p> <p>ニ その他企業庁長がこれらに相当すると認めるもの</p>	日額 600円
	<p>三 次に掲げる作業（以下「三号作業」という。）に従事する職員</p> <p>イ 夜間（日没から日出まで）における一号作業</p> <p>ロ 夜間（日没から日出まで）における二号作業</p> <p>ハ イが午後十時以降に及んだ場合</p> <p>ニ その他企業庁長がこれらに相当すると認めるもの</p>	<p>日額 600円</p> <p>日額 900円</p> <p>日額 900円</p>
特殊現場作業手当	<p>次に掲げる作業に従事する職員</p> <p>イ 三重ごみ固形燃料発電所におけるボイラー内作業</p> <p>ロ その他企業庁長が相当と認めるもの</p>	日額 1,100円
用地等交渉業務手当	用地等交渉に従事する職員	日額 650円
	午後十時以降に及ぶ用地等交渉に従事する職員	日額 980円